

四月	二〇	五〇	五〇	二〇	五〇	七〇
五月	三一	一五	三〇	三一	五〇	六〇
六月	三〇	二〇	三〇	三〇	六〇	六〇
七月	三一	二〇	四〇	三一	六〇	七五
八月	三一	二〇	四〇	三一	六〇	七五
九月	三〇	一五	三〇	三〇	五〇	七〇
十月	二六	五〇	五〇	三〇	五〇	七〇
十一月	二四	二〇	二〇	二〇	五〇	七〇
十二月	二二	一〇	一五	二〇	五〇	七〇
一月	二〇	一〇	一〇	一〇	五〇	七〇
二月	二三	一五	一〇	一〇	五〇	七〇
三月	二〇	一〇	一〇	一〇	五〇	七〇
計	三〇七七	三〇八一	一七三三	三〇四一		

養蠶實習中ハ日曜祝祭日ト雖モ休業セズ

第十一條中「講習科二〇名以内」ヲ「講習科男子二〇名」ニ改ム
 第十六條第一項第一號ヲ左ノ通り改ム
 一 年齢滿十四歳以上ニシテ國民學校高等科卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

第十條中「及身体検査書」ヲ削ル

第一號様式中
 「身体検査書」ヲ削ル
 附 則

◆鳥取縣告示第百二十四號

本規程ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十六年度水稻並ニ陸稻原種左記ノ通配付ス

昭和十七年三月十三日

品 種 名	配 付 定 數 量	品 種 名	配 付 定 數 量
水	石	陸	石
奥州二號	一、〇〇〇	粳(黑)	〇、五〇〇
丸山一號	一、〇〇〇	粳(農林五號)	一、〇〇〇
大山	二、〇〇〇	糯(農林糯一號)	一、五〇〇
水稻農林十號	四、六〇〇	(糯)農林十七號	〇、三〇〇
鳥取旭一號	八、〇〇〇	計	三、三〇〇
銀坊主一號	一、〇〇〇		
強力二號	一、〇〇〇		
水稻農林六號	一〇、〇〇〇		
水稻農林八號	六、二〇〇		
水稻農林十三號	三、四〇〇		

鳥取縣知事 土 肥 米 之

葛 糲 三、〇〇〇
 計 四一、二〇〇

但シ陸稻ハ有價トシ粳一升ニ付粳三十一錢糲三十三錢トス

◆鳥取縣告示第百二十五號

左記ノ者鳥取縣臨時負債處理委員會委員ヲ解任セリ

昭和十七年三月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
 河野富一 森權太郎 森田義貞 宇佐美毅 伊津野勲

彙 報

部落勞力需給調整計畫

部落計畫は勞力調整の根柢

農閑期に於て是非樹立せよ

(農務課)

◆部落計畫の必要

大東戰爭下時局の長期性は益々強化せられ、従つて戰の原動力たる食糧の生産を受持つべき農村の勞力問題が今後一層緊急強化されるべきは蓋し當然といふべきである。

この問題について本縣ではこれまで部落團體の整備擴充、共同作業の奨励、畜力機械力の利用増進等の恒久對策を始め、勤勞奉仕班の活動促進、移動勸勞施設の實施、勞力調整に關する農會の統制施設、工礦勞務者の一時歸農、勞務動員計畫の樹立等の應急對策についても種々の方策を講じ、各位協力の下に鋭意これを勵行して來たのであるが、時局の進展は農村壯丁の應召を始め、各種重要産業方面への徵用の擴大等いよゝゝ勞働力の減少が豫想せ

00022

られるのであつて、今後の農村勞力逼迫は思ふに數層の強化を見るものと覺悟しなければならぬのである。

従つて農村勞働力の需給調整は益々その重要性を増大するものと考へられるのであるが、これが實施に當つては町村内に於ける各部落の需要調整計畫が根本とならなければならぬのであつて、この部落計畫が確實に樹立されなければ町村の計畫も、従つて縣全体の調整計畫の運営も完璧を期することは出来ないわけである。

しかしてこの部落計畫樹立に要する諸調査は、農閑期に行ふのが最も適當であつて、既に大体これを実施せられてゐることと信するが、尙未調査の向は是非速に調査を要することなので、こゝに特にこれについて記して各位の急速勵行を要する次第である

◆計畫樹立と農村

元來農村は平時に於ても常に勞働力を多量に要してゐるものであつて、それが今日の如く特に多くの勞働方を他の方面に供給しなければならぬ現狀下に於て、果してこれが調整によつて更に餘剩勞働力を見出し得るかといふ點は相當問題視される處であるが、農業經營の特質、農業勞働の特色等について研究するならば、その餘地はなほ多分に存することが了解される。即ち

1 農業經營形態は其の地方の自然的條件に依つて形が變つて

ゐること。

2 農繁期に於ても農作業は季節的に相異があること。

3 農作業は其の種類に依り、農業従事者の年齢に適應して分業の方法を實行し得ること。

4 農作業は人力・畜力・機械力の三つを適當に配合することに依つて大なる能率を上げ得ること。

以上四つの項目について仔細に検討するならば、これが對策を樹立することによつて、なほ相當農村勞働力を減退するとしても強靱なる弾力性を持たしめ得ると考へられるのである。この弾力性こそは、恒久對策樹立上重要なポイントである。

次に、然らばこれが恒久對策として如何なる方策を講ずべきかそれについて主なる施設を挙げれば大体次の如きものであらう。

- 1 共同作業計畫の樹立實行
 - 2 農業勞働技術の向上
 - 3 機械力・畜力の適正配置
 - 4 農道の整備
 - 5 農地の集團化
 - 6 部落團體の整備強化
 - 7 農村共同精神の昂揚
- 尙右のうち、5の施設については農家の協力は勿論、行政機

00023

關の努力を必要とするものである。

◆部落の基礎調査

部落の勞力需給調整計畫を樹立するに於ては、先づ次の如き事項を部落團体的要素・耕作面積等を綜合的に考慮し、部落の實態に即應した具體的計畫を樹てなければならぬのであつて、差當つて少くとも次の六項目について調査する必要がある。

- 1 農業従事者數 (男女別)
- 2 農業機械の種類別臺數
- 3 役畜頭數及利用狀況
- 4 勞力不足家庭の狀況
- 5 從來農繁期に部落外から雇入れて居た雇傭勞務者の人員及び其の時期
- 6 部落外に移動した農業従事者數

調査の方法は農會で調査様式を作つて貰つてもよいが、部落團体長又は區長に於て適當な方法を考へて行ふ方が窮屈でなくてよからう。調査も成るべく詳しく行ふがよいが、餘り煩雜になる憂があれば簡單にしても差支へない。しかし計畫をたてるには是非必要限度の條件を備へた調査を行ふことが大切である。なほ調査の實施に當つては、部落内の各隣保班長が組合長に協力するこ

とが必要である。

◆調査に基く研究

以上の調査が出来たらその結果を土臺にして次のやうな事項についてよく研究し、組合幹部と協力して具體的な勞力調整の計畫を樹立するのである。

- 一 耕作反別と家族勞働人員、農業機械の臺數、役畜頭數其の他の經營條件等を對照し、自家勞力によつて現在の耕地を經營し得ない家庭、及び農繁期だけ援助すれば經營出来る家庭を調べあげ、斯る農家に對する處置を如何にするか。
- 二 反對に前項の條件に依つて自家勞力の餘つてゐる家庭を調査し、その餘つた勞力を如何に利用するか。
- 三 農繁期の勞力不足の頂點が如何なる處にあるか。
- 四 現在部落民の勞働能率を増進する方法を如何にしたらよいか
- 五 婦人の勞働力は充分利用されてゐるか。
- 六 現在部落にある農業機械及び役畜が如何なる程度に利用されてゐるか。
- 七 部落内の現在勞働力で充分經營出来るか。出来ないとすれば如何なる方法を講ずるのが一番よいか。

◆計畫樹立の方法

以上のやうな項目について、組合幹部は組合長を中心によく研究し、その結

果お互の意見を綜合して組合長は自部落の勞力需給調整計畫を樹立するのであるが、計畫は大休次の項目について順次具体的方法をたてるのが肝要である。

一 共同作業計畫

種目、参加戸數、参加人員、實施期間、實施方法の大要、勞賃の計算方法、應召家庭又は勞力不足家庭に對する處置

二 農業機械の利用計畫

農業機械を最も必要とする作業の決定、機械の移動利用方法及び期間、農業機械に熟練せる組合員の配置、共同利用方法の概要、機械使用料の決定

三 役畜の利用計畫

役畜共同利用の方法、役畜の共同利用期間

四 婦人勞働力の生産化計畫

託兒所・共同炊事・共同浴場等の實施方法、婦人の畜耕方法

五 農作業の改善事項

田植等の方法

六 部落内の勞働力で不足する人員の充足方法

移動勞働班の請入等

◇現下の重大時局

に於ては直接軍需工業を始め農・工・礦業等競争目的の完遂に必要な生産力の

擴充に全力を集中せられてゐるのであるが、中でも國民食糧の増産は最も重要なものである。しかして前にも記すやうに、農村はこれに對してその責務を全うすると共に、少しでも餘剩勞力を生み出して時局の必要とする他方面の勞務に對しても協力することが是非必要である。

現在までの農村勞力事情に於ては、前にも記したやうな應急的施設で間に合つて來たのであるが、愈々時局が緊迫し且つこれが長期化する現狀に於ては、從來の施策のみでは到底農繁期の莫大なる勞働力を容易に消化することは出来難い事態にあるのであるから、従來行はれた應急的施設について検討を加へると共に、更に恒久的の對策に主力を注いで農村内部での勞力調整の方策をたてるのが肝要であつて、これが爲には以上のやうな部落の現況の再検討を行つて自給計畫を樹立し、更に進んで國家の重要産業への勞務供給の重責を果すことが絶対必要である。各部落とも縣下舉つてこの勞力需給調整計畫を樹立せられるやう切望する次第である。

昭和十七年度夏作蔬菜増殖計畫

(農務課)

郡市名	年度別	作物名	胡瓜		南瓜		茄子		トマト	
			十五年	十七年	十五年	十七年	十五年	十七年	十五年	十七年
鳥取市	反	瓜	七	七	一四六	一四六	一五	一五	四四	四四
米子市	反	瓜	一三五	一三五	三〇〇	三〇〇	四七	四七	二二	二二
岩美郡	反	瓜	七	七	一七五	一七五	一六	一六	四	四
入頭郡	反	瓜	六	六	一九六	一九六	二六	二六	六	六
氣高郡	反	瓜	四	四	二六四	二六四	一三	一三	七	七
東伯郡	反	瓜	一七	一七	三九五	三九五	一〇	一〇	一七	一七
西伯郡	反	瓜	二二	二二	三三七	三三七	五	五	一七	一七
日野郡	反	瓜	八二	八二	一〇九	一〇九	三六	三六	四	四
計	反	瓜	八五	八五	一八六	一八六	七五	七五	九	九
郡市名	年度別	作物名	ラッキョ		ツクネイモ		ニンジン			
鳥取市	反	瓜	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
米子市	反	瓜	五	五	三	三	三	三	三	三

郡市名	年度別	作物名	
		カシ	ラン
岩美郡	十五年	二六	一八
岩美郡	十七年	一六	一八
八頭郡	十五年	六〇	二五
八頭郡	十七年	四	二八
氣高郡	十五年	四四	六
氣高郡	十七年	三六	六
東伯郡	十五年	一〇八一	一八
東伯郡	十七年	九〇	一八
西伯郡	十五年	八九	一六
西伯郡	十七年	六〇	一六
日野郡	十五年	四	一六
日野郡	十七年	三	一六
計	十五年	三、七七一	二、四七〇
計	十七年	二、四七〇	二、四七〇

郡市名	年度別	作物名	
		ゴボウ	ソノマメ
岩美郡	十五年	三	二五
岩美郡	十七年	三	二五
八頭郡	十五年	六	一八
八頭郡	十七年	一〇	一八
氣高郡	十五年	三	一七
氣高郡	十七年	一	一七
東伯郡	十五年	三	一七
東伯郡	十七年	一	一七
西伯郡	十五年	三	一七
西伯郡	十七年	一	一七
日野郡	十五年	三	一七
日野郡	十七年	一	一七
計	十五年	一、一三三	一、〇五〇
計	十七年	一、〇五〇	一、〇五〇

